

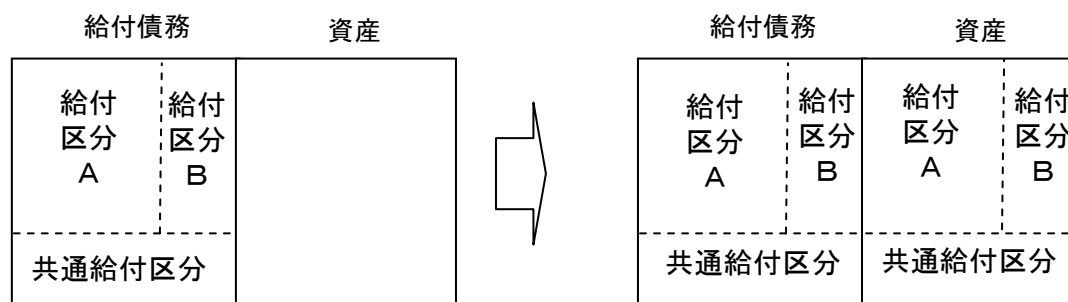
確定給付企業年金・厚生年金基金制度 規制緩和等について

確定給付企業年金・厚生年金基金制度規制緩和等

平成20年度に行われる主な規制緩和等

(1) 個別資産管理を認める(施行済)

確定給付企業年金又は厚生年金基金において、共通給付区分とグループ給付区分がある場合には、給付区分ごとの資産管理を認め、企業年金を分割する際の資産の按分方法として、給付区分ごとの資産を給付債務の比で按分する方法等を定める。また、途中で加入する事業所の持込剰余を勘案した資産管理等を定める。



資産は全体で管理し、制度分離時は給付債務に応じて按分して資産を分割する。

資産は給付区分ごとに管理し、制度分離時は給付区分ごとに管理された資産(共通給付区分の資産は給付債務に応じて按分)により分割することができる。

(2) 規約のひな形(施行済)

簡易基準の規約型確定給付企業年金について、定型的な規約をパッケージ化し、事前審査することで審査の迅速化を図る。

(3) 給付設計等の明確化(調整中)

- ①給付額に上下限を設けることを可能とすること
- ②給付の額の算定における組み合わせの範囲の明確化(職種等ごとに異なる給付の算定方法を用いる等)
- ③給付の算定基礎の拡大(資格喪失事由等を認める等)
- ④キャッシュバランスプランの弾力化(加入者期間ごとの再評価率を認める等)
- ⑤給付額の改定方法の弾力化(一定の額へ改定することを認める等)
- ⑥繰下利率の弾力化(資格喪失事由等による差を認める等)
- ⑦基準給与等の弾力化(15倍以上のポイント格差を認める等)
- ⑧休職期間等の取扱いの明確化(休職期間中の者の掛金非拠出を認める等)
- ⑨給付減額該当の判定基準の明確化
を行い、法令通知等に明確化する。

(4) 規約の届出事項の拡大(調整中)

確定拠出年金及び確定給付企業年金における規約変更の際の届出事項(承認・認可を必要としない事項)に事業年度の変更、確定給付企業年金におけるポータビリティに伴い年金資産を移換する場合の移換元の名称又は住所の変更、条項の移動等規約の内容の実質的な変更を伴わない変更を追加し、併せて添付書類の簡素化等の措置を講ずる。

(5) 企業年金数理専門官の配置(施行済)

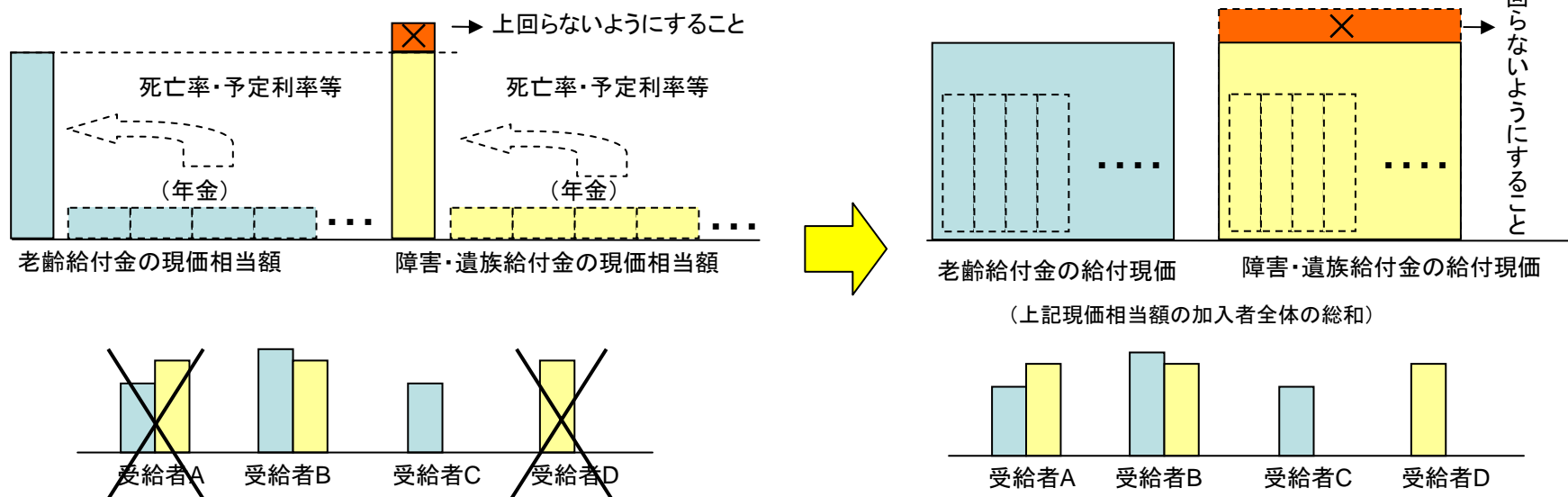
地方厚生局において規約変更の審査等のうち年金数理に関する部分を担当する企業年金数理専門官を配置した。

(6) 財政運営の弾力化(施行済)

- ・平成19年度の運用利回りの著しい低下等の状況を踏まえ、厚生年金基金において、平成21年4月1日までに掛金の引上げの規約変更を行うことを要件として、掛金の引上げを平成22年4月1日まで猶予する。
- ・積立水準の回復計画の作成において、最低責任準備金の将来予測に用いる厚年本体の運用利回りの前提を、運用利回りが零を下回る場合を勘案し見直す。

(7) 障害・遺族給付金の給付額の基準の拡張(調整中)

確定給付企業年金又は厚生年金基金における障害・遺族給付金の額について、現在は個人ごとに見て障害・遺族給付金の額が老齢給付金の額を上回らない額を基準としているが、各企業年金全体で障害給付金又は遺族給付金の給付現価が老齢給付金の給付現価を上回らない額とする基準も、現在の基準に加えて導入する。上回らないようにすること



(8) 同意者のみ減額の廃止等(調整中)

- ・ 給付減額を伴う規約変更について、同意した者のみ給付減額するという取扱の廃止。
- ・ 給付減額を伴う新たな選択肢の規約への追加は、給付減額を伴わない規約変更とする。

(9) 事業所の解散等による基金脱退時の手続きの改正(調整中)

事業主が死亡したとき、法人が破産手続開始により解散したときについては、事業所減少に係る事業主及び労働組合等の同意を不要とする。